

平成28年 6月23日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

総務常任委員会

委員長 神谷 建一

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

#### 第59号議案 宗像市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

公職選挙法施行令の改正に伴い、議会の議員及び長の選挙において使用する自動車の借入契約、燃料供給の契約、ポスターの作成にかかる費用について、単価を改正するものである。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

#### 第60号議案 工事請負契約の締結について

フェリーおおしま代替船の建造工事を施行するため、平成28年5月17日プロポーザル方式により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- フェリーおおしま代替船の建造工事の概要は次のとおりである。
  - 工事名： 宗像市鋼製旅客船兼自動車渡船建造工事
  - 概要： 総トン数 約195トン  
船質 鋼船  
主要寸法 長さ 42.5メートル  
幅 8.9メートル  
深さ 3.1メートル  
航海速力 12.5ノット以上  
最大搭載人員 旅客244人、乗務員6人
  - 工期： 契約効力の発生日の翌日から平成29年9月30日まで
  - 請負契約額： 6億7,500万円
  - 工事請負人： 長崎県佐世保市干尽町6番地の3  
前畑造船株式会社  
代表取締役 <sup>たがしら</sup> 田頭 <sup>しんいち</sup> 慎一
- 新船の建造に当たっては、豊富な納入実績を有する業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式により選定を行った。本市の船舶製造

の指名業者として登録し、鋼製船舶の建造を行っている10者のうち、市が指定する期間内における船舶建造が可能との回答があった3者につき、審査を行った。

3 建造価格、建造実績、性能担保手法、工程管理手法及び設備内容、メンテナンス技術及び考え方、利便性の評価項目について、7人の選考委員が審査した結果、多くの建造実績を有し、最も得点が高かった前畑造船株式会社が選定された。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第61号議案 宗像市民図書館協議会条例の制定について

宗像市民図書館協議会の所掌事務に、宗像市読書のまちづくり推進計画の策定及び推進に関する事並びに市立小中学校図書館の運営に関する事を追加することに伴い、条例を制定するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 市民の読書活動を総合的に推進することを目的として、「宗像市民図書館運営計画」「宗像市子ども読書活動推進計画」を一体化し、平成28年度から平成36年度を実施期間とする「宗像市読書のまちづくり推進計画」が策定された。その推進体制を宗像市民図書館協議会に集約し、当該協議会に関し必要な事項を条例で定めるものである。
- 2 市民の読書活動の推進については、これまではその内容により、2つの協議会と1つの委員会で個別に運営が行われていたが、宗像市民

図書館協議会に体制を集約することにより、運営の効率化、施策の充実が見込まれる。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第62号議案 宗像市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

個人番号を利用する事務を追加することに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市母子家庭等日常生活支援事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）で定められた、個人番号利用対象分野の社会保障に類する事務である。個人番号を利用することにより市民の窓口負担軽減、利便性の向上、事務の効率化が見込まれるため、独自利用事務として個人番号を利用する事務に追加するものである。

#### 【意見】

（反対意見）

- ・国は番号法で管理する基本情報の範囲を個人の資産、預貯金等にまで拡大しようとしている。個人情報漏えいを完全に防ぐシステムはないという前提のもとに、慎重に対応することが必要であり、個人番号利用事務を安易に拡大することには反対する。

## 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 63 号議案 宗像市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例について

第 64 号議案 宗像市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第 65 号議案 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例について

この3議案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費の支給に関する条例を改正するもので、それぞれ関連する議案であるため一括で説明を受け、議案ごとに審査を行った。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

### 1 〔第 6 3 号議案〕

- ① 条例の名称を「宗像市子ども医療費の支給に関する条例」に改正する。
- ② 3歳以上小学校6年生までの通院にかかる自己負担額を、月額600円から800円に改める。診療報酬の改定による初診料単価引き上げ、時間外・夜間診療の増加、公費医療費支給制度を将来にわたり持続可能な制度とする必要があることなどから自己負担額の見直しを行うものである。
- ③ 本市独自助成の中学生については、変更はない。

- ④ 県費補助対象年齢の引き上げにより、これまで市費で負担していた金額の2分の1が県から補助されることになるため、市費の支出は約5,200万円削減される。削減分の予算は今後、待機児童解消、保育士の家賃補助、産後ケア事業などの子育て施策に重点的に活用する予定である。

### 2 〔第 6 4 号議案〕

- ① 対象者から除く者として、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により医療支援給付を受けている者」を加える。

### 3 〔第 6 5 号議案〕

- ① 対象者の年齢をこれまでの小学生以上から3歳以上に改正する。
- ② 対象者から除く者として、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により医療支援給付を受けている者」を加える。
- ③ 3歳以上小学6年生までの入院にかかる自己負担限度日数を、月20日から7日に改正する。
- 4 他の公費医療費支給制度と受給資格が重複した場合の認定に関する条文をそれぞれ改正する。施行期日はいずれも平成28年10月1日である。

## 【意見】

### 〔第 6 3 号議案〕

#### (賛成意見)

- ・ 選ばれ、住んでいただく宗像市になるためには、待機児童、保育士不足などの課題解決が急がれる。その財源を確保するためにも、今回の改正は必要であり、早急に課題に取り組んで欲しい。
- ・ 県費補助の増額により新たに確保できる予算は、子どもたちの命に重きを置いた施策に充てていただくことを要望する。

#### (反対意見)

- ・ 県費補助対象が拡大されることは大きな前進だが、本来は自治体が負担するのではなく、国の制度として子どもの医療費無料化を制度化するべ

きである。県費補助の増額により新たに確保できる予算を活用して、補助対象を中学生の通院に係る医療費にまで拡大することなどを検討せず、自己負担額を引き上げることには反対する。

**【審査結果】**

委員会は、第63号議案は賛成多数で、第64号議案、第65号議案は全員賛成で、原案のとおり可決した。